

バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて早速ながら下記の内容につきましてご連絡申し上げます。
ご不明な点、ご質問などがございましたら、弊社までお問い合わせください。

敬具

発行日：2015年1月23日
株式会社 東洋
京都市山科区柳辻草海道町9-5
TEL. 075-501-6616
FAX. 075-592-3030

InerKX 財務会計2014/企業支援/財務応援 Super/Lite 消費税簡易課税対応版 (1次版) の予定

消費税簡易課税のみなし仕入れ率の見直しに対応した InterKX 財務会計/企業支援/財務応援 Super/Lite の予定についてご連絡いたします。今回は、入力対応版 (1次版) と、帳票対応版 (2次版) の2段階でバージョンアップをお願いすることとなりました。当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承願います。以下の内容について、ご確認をお願いします。

1. 発行プログラムとリリース時期等
2. 改正の概要
3. システムの変更予定 (1次版)
4. ヘルプ・マニュアルについて

1. 発行プログラムとリリース時期等

「入力対応版 (1次版)」と、「帳票対応版 (2次版)」の2段階でリリースさせていただくこととなりました。概要とリリース時期は次のとおりです。

1-1. 発行プログラム

■InterKX シリーズ

リリース	発行プログラムと概要等		バージョンアップの対象
1次版	財務会計 2014 (Ver.5.40)	入力対応版	Ver.5.10 以降 電子申告使用時は Ver.5.3.e4
2次版	財務会計 2014 (Ver.5.50)	帳表対応版	
1次版	企業支援 (Ver.5.40)	入力対応版	Ver.5.00 以降
2次版	企業支援 5 (Ver.5.50)	帳表対応版 ※消費税申告書なし	

※「財務会計 2014」のシステム名は変更ありません。

※財務会計 2014 は、1次版と2次版でライセンスキーが異なります。

■応援シリーズ

リリース	発行プログラムと概要等		バージョンアップの対象
1次版	財務応援 Super (Ver.9.40)	入力対応版	Ver.9.10 以降 電子申告使用時は Ver.9.3.e4
2次版	財務応援 Super (Ver.9.50)	帳表対応版	
1次版	財務応援 Lite (Ver.9.40)	入力対応版	Ver.9.00 以降
2次版	財務応援 Lite (Ver.9.50)	帳表対応版 ※消費税申告書なし	

※財務応援 Super は、1次版と2次版では、プロダクト ID が異なります。

1-2. リリース時期（1次版）

■ 送品開始日（予定）

InterKX 財務会計 2014	: 2015 年 2 月 25 日（水）
InterKX 企業支援	: 2015 年 3 月 13 日（金）
財務応援 Super	: 2015 年 2 月 27 日（金）
財務応援 Lite	: 2015 年 3 月 12 日（木）

■ InterKX インターネットダウンロード（ダウンロードマネージャ）の公開（予定）

InterKX 財務会計 2014（自動／手動）	: 2015 年 2 月 16 日（月）9:00
--------------------------	--------------------------

■ マイページのダウンロード公開（予定）

InterKX 財務会計 2014	: 2015 年 2 月 16 日（月）9:00
InterKX 企業支援	: 同上
財務応援 Super	: 同上
財務応援 Lite	: 同上

1-2. リリース時期（2次版）

別途ご案内いたします。

1-3. 期限付きプロダクトID（1次版）

1 次版の 2 週間限定プロダクト ID です。

InterKX 企業支援（Ver.5.40）	096909-165750-541779-609537
財務応援 Super（Ver.9.40）	815881-053949-360651-597726
財務応援 Lite（Ver.9.40）	897289-293763-342059-737540

2. 改正の概要

システムに係る改正の概要は次のとおりです。

2-1. 消費税率簡易課税の業種変更

簡易課税のみなし仕入れ率について、現行の第四種事業のうち、金融及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入れ率を 50%（現行 60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入れ率を 40%（現行 50%）とすることとされました。

今回は平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

事業の種類		みなし仕入れ率 【改正前】	みなし仕入れ率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業。	90%（第一種）	90%（第一種）
小売業	購入した商品を、性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業。	80%（第二種）	80%（第二種）
製造業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、	70%（第三種）	70%（第三種）

	電気業、ガス業、熱供給業、水道業。			
その他事業	飲食業、その他の事業	60% (第四種)		60% (第四種)
	金融業及び保険業		→	50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業	50% (第五種)		50% (第五種)
	不動産業		→	40% (第六種)

《参考》国税庁のホームページ

■ 消費税法改正のお知らせ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/h24kaisei.pdf>

2-3. 消費税申告書類様式変更

2次版のシステムに関する様式の変更内容は、次のとおりです。

帳票名	変更内容
消費税及び地方消費税の申告書 (簡易課税用)	第六種事業に対応。
付表5 控除対象仕入税額の計算表	第六種事業に対応。
付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表	第六種事業に対応。

1次版で第六業種を選択している場合は、2次版で対応する帳票は開けません。第六業種をご利用の場合、帳票を開く際にメッセージが表示されます。



3. システムの変更予定 (1次版)

1次版の対応予定は次のとおりです。見直し後の業種区分の入力と確認帳票類を対応します。平成27年3月31日期末以前の申告書は従来通り作成可能です。

3-1. 入力、検索、辞書設定

■ 伝票入力・訂正／伝票検索・訂正／帳簿入力／個別元帳／仕訳辞書設定・変更で、簡易課税第六業種の入力を可能にします。

■ 消費税区分に第六業種に対応したコードを追加します。

【財務応援】

- ・ 35.課税売 40
- ・ 36.課税返 40
- ・ 37.仮受売 40
- ・ 38.仮受返 40

【財務会計】

- ・ 35.課税売上等(40)
- ・ 36.課税売上の返還(40)
- ・ 37.仮受消費税等(40)
- ・ 38.仮受消費税等(売返 40)

3-2. 設定の変更点

- 消費税情報の変更、消費税区分の変更、消費税窓登録画面で、第六業種を選択可能にします。
- 勘定科目の変更・追加画面で新たに追加された消費税区分を選択可能にします。

3-3. 消費税の変更点

- 消費税試算表（財務会計、企業支援）第六業種の場合、仕入列に「40」または「会 40」を出力します。

3-4. その他

- 記帳倶楽部側に変更はありません。
- 簡易課税みなし仕入れ率の変更に対応していない旧バージョンで、第六業種の入力が行われたデータを開いた場合、消費税情報の変更画面では、「5.サービス業等」となります。
仕訳データの業種は6のまま表示されます。
- 第六業種を使われる場合は、データの整合性を確保するため、共有元・共有先共に本バージョンをご利用ください。

4. ヘルプ・マニュアルについて

ヘルプやマニュアル類は、1次版と2次版でそれぞれ対応されている部分を盛り込みます。

以上